平成２２年（フ）第１５８２号
大阪府摂津市鳥飼本町５丁目15番７―301号、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼西１丁目１番30号
破産者　柳川興業こと　柳川　明浩
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２７号
大阪市住吉区殿辻１丁目１番２号、開始決定時の住所大阪市住吉区万代東２丁目３番11号
破産者　佐野　正市
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９５３号
大阪府茨木市南安威２丁目９番19―203号
破産者　中井　順治
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９９７号
大阪市都島区都島南通２丁目２番24号、開示決定時住所大阪市都島区中野町４丁目18番１号
破産者　安次富長健
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０７６号
大阪市大正区平尾５丁目９番19号　平尾マンション２Ｆ、住民票上の住所大阪市大正区平尾３丁目23番16号
破産者　國原　　充
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３０１号
大阪市中央区上町Ｃ番10号
破産者　藤川　　薫
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５７号
大阪市此花区梅香３－２－１―306
破産者　柳田　信晶
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０８号
大阪府東大阪市友井５丁目２―54―302号、住民票上の住所大阪府東大阪市友井２丁目６番16号
破産者　浜口こと　濱口　明久
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６号
兵庫県芦屋市山芦屋町15番８－Ｂ106号
破産者　尾辻　眞実
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４６号
兵庫県芦屋市朝日ヶ丘町２番４―102号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目３番４号ツインルーフ301
破産者　朝田　充洋
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３６号
大阪市住吉区万代東１丁目６番25―305号、開始決定時の住所兵庫県西宮市老松町18番５―414号
破産者　中村　　明
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３８号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目29番20号
破産者　太田　義朋
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６６号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―609号
破産者　山溝　　登
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５６７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―609号
破産者　山溝恵美子こと　李　　南淑
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５９２号
兵庫県西宮市神明町８番２―817号、前住所兵庫県西宮市上ヶ原八番町８番１―304号
破産者　木下　勇治
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６１２号
兵庫県尼崎市東七松町１丁目１番25―305号
破産者　神田企画こと　神田　泰輔
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６２９号
兵庫県西宮市愛宕山14番１―503号
破産者　川勝　昌弘
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県姫路市飾磨区中浜町１丁目31番地２、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目37番地ロイヤルオーク英賀保603号
破産者　玉田　修一
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３８０号
兵庫県加古川市志方町志方町1748番地の21
破産者　中西　　繁
1　決定年月日　平成22年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部